

建設工事等における電子保証について

令和4年5月9日から保証事業会社（西日本建設業保証株式会社など）の保証証書（契約保証証書、前払金保証証書及び中間前払金保証証書）について、電子化対応が可能となっていることを受け、本市においても以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

なお、保証の電子化については当面の間、保証事業会社によるもののみとします。

1 電子保証による対応を可能とする案件

令和5年5月1日以降に受注者が電子保証を希望するもの。

※受注者の方につきまして、西日本建設業保証株式会社をご利用される場合は、事前にe-Net保証のID登録が必要となります。

ホームページ：<https://www.wjcs.net/enet/>

2 保証事業会社の保証証書電子化の流れ

①保証申込

受注者から保証事業会社へ電子保証の申込みを行う。

②電子証書の送信

保証事業会社から保証確認サービス事業者へ電子証書を送信する。

③保証契約番号&認証キー情報取得

保証事業会社から受注者へ保証契約番号と認証キーを送信する。

④保証契約番号&認証キー情報提出

受注者から発注者へ保証契約番号と認証キーを提出する。

⑤電子証書の閲覧

発注者が保証確認サービス事業者のホームページにログインし、保証契約番号と認証キーで電子証書を閲覧

3 保証事業会社の保証証書電子化のイメージ

